

筑西市第5次地域福祉計画事業者選定審査基準

1 審査方法

本件の審査は、筑西市第5次地域福祉計画策定支援業務【企画提案書作成要領】に基づき提案された企画提案書について、第1次審査と第2次審査により行うものとする。

第1次審査は、応募が5者を超える場合に行うものとし、事業者の企画提案書について書類審査を実施し、優秀であると認められた事業者を決定する。なお、応募が5者以内の場合は第1次審査を省略する。

第2次審査は、応募のあった事業者（第1次審査を実施した場合は選出された事業者）によるプレゼンテーションを実施し、優先交渉権者を決定する。

なお、応募事業者が1者のみであっても、選定委員会が定める基準に満たない場合は選定の結果「該当者なし」とし、再度公募を行う場合がある。

2 審査項目及び配点

(1) 第1次審査（書類審査）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

評価項目		配点
ア. 提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・業務実績 ・体制及び担当者等 	20点
イ. 業務実施方針及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度 ・業務実施方針の妥当性 ・業務実施手法の妥当性 ・業務分析的的確性・妥当性 ・行程計画の妥当性 ・提案の的確性・妥当性 	50点
ウ. 取組意欲等について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する取組意欲 ・人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力 ・提案内容から、効果的、計画的な検討への工夫の有無 ・業務遂行に対する期待度 	25点
エ. 見積価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性 	5点
小 計		100点

3 選定基準について

(1) 第1次審査

- ① 各選定委員は、企画提案書の書類審査を行い、事業者ごとに採点する。
- ② 選定委員ごとに、得点の高い順に1位、2位・・・と順位を付け、同得点の場合は、上位の順位で同順位とする。
- ③ ②で得た順位を点数（1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点、6位以下＝0点）に換算する。
- ④ ③で得た点数に選定委員全員分を合算し、上位5者を第2次審査対象者に選出する。

- ⑤ 順位点と同得点のときは、対象となる事業者の①で採点し得た得点の選定委員全員分を合算し、得点の多い者を決定するものとする。その結果が同点数となった場合は委員長が決する。
- ⑥ 選定委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の7割を最低基準点とし、①で採点し得た得点の選定委員全員分を合算した値が最低基準点に満たない事業者は選外とする。

(2) 第2次審査と優先交渉者の決定

- ① 第2次審査は、応募のあった事業者（第1次審査を実施した場合は選出された事業者）によるプレゼンテーションを実施するものとし、各選定委員は事業者ごとに採点する。
- ② 選定委員ごとに採点し、総合得点の高い順に1位、2位、3位・・・と順位を付け同得点の場合は、上位の順位で同順位とする。
- ③ ②で得た順位を点数（1位＝3点、2位＝2点、3位＝1点、4位以下＝0点）に換算する。
- ④ ③で得た点数を選定委員全員分合算し、最も高い順位点を得た事業者を優先交渉権者として決定する。
- ⑤ 順位点と同得点のときは、対象となる事業者の①で採点し得た得点の選定委員全員分を合算し、得点の多い者を決定するものとする。その結果が同点数となった場合は委員長が決する。
- ⑥ 選定委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の7割を最低基準点とし、①で採点し得た得点の選定委員全員分を合算した値が最低基準点に満たない事業者は選外とする。